

【原著論文】

月刊誌「はこべ」創刊の経緯と基盤的条件
市民編集の地域メディアと地域社会的文脈

森谷 健

地域社会学研究室

**Circumstances of Launching Monthly Magazine "Hakobe" and
its Fundamental Conditions**
A Study on Community Media from Context of Local Community

Takeshi MORIYA

Community Sociology

Abstract

This paper examined the background which a monthly magazine by Citizen Editorial Committee has been launched. Study materials are a monthly magazine and a public hall paper which are published in Matsukawa Town, Nagano Prefecture. As a result, it became clear that there was a conflict between the town government and the public hall newspaper editors.

However, it was found that there is a sort of residents attitude as the background of the conflict. And this paper has determined that the attitude has been cultivated by social education, which has been continuing to practice in this town.

Therefore, this paper suggests that it is important for the community media research to consider the conditions of community in which the medium is located.

キーワード：地域メディア，市民編集，公民館報，地域社会

1. はじめに

本稿は、長野県下伊那郡松川町で市民編集の形で発行されている月刊誌「月刊 はこべ」（以下、「はこべ」と略）が創刊された経緯と基盤的条件を明らかにしようとする。そのために松川町中央公民館の公民館報「まつかわ」（以下、「館報まつかわ」と略）も検討の中心的素材とする。

同時に、本稿は、「はこべ」創刊の基盤的条件を検討することで、地域メディア、「特定の地域やそ

の構成員を対象としたメディア」(北村順生, 2012, 872。北村順生, 2013, 18) の議論の枠組みについての試行を行う。

長野県下伊那郡松川町は、2016年1月1日現在、人口13,769人(男性6,663人、女性7,106人)、世帯数4,629世帯の町である(松川町ホームページ、「松川町の概要」)。松川町の概要を松川町ホームページにみれば、次のように記されている。

町は長野県南部の下伊那郡の最北、伊那谷のほぼ中央に位置し、東西21km、南北約6km、総面積72.9km²です。町の中央を天竜川が北から南へ流れ、川の東西に段丘が形成され、東側には工業団地と水田地帯が、傾斜地では、水稻、畜産、小梅の栽培などが行われています。西側は、住宅地、商店街、工業団地が開け、梨、りんごなどの果樹栽培が盛んです。

松川町は、「昭和の大合併」によって誕生した。1956(昭和31)年、大島村と上片桐村が合併して松川町が誕生し、次いで1959(昭和34)年に、生田村を編入合併して、現在の松川町となっている。

1960年以降の人口推移は図1であるが、大きな増減なく推移してきた。

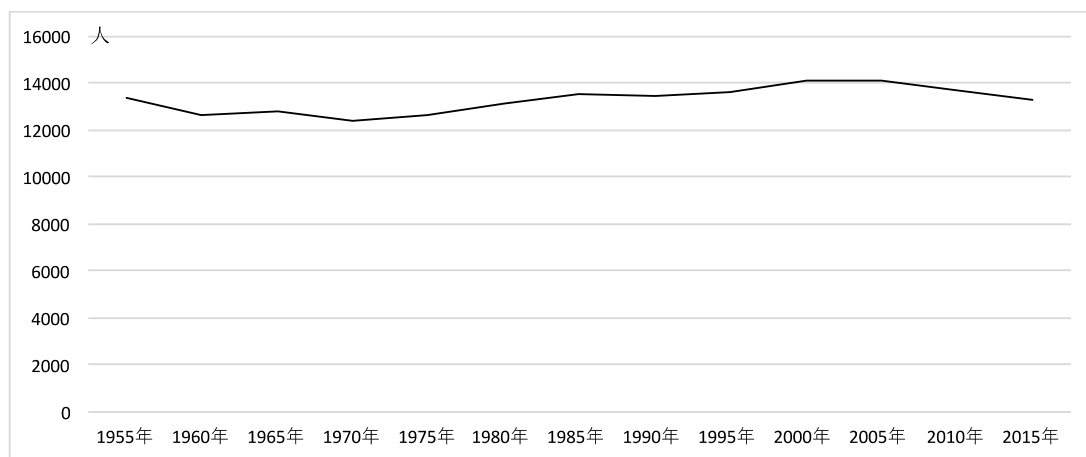


図1 松川町の人口の推移(合併前の村を含む)

(「松川町人口ビジョン～人口の現状と将来目標」および「国勢調査」から作成)

「国勢調査」および「長野県統計情報データベース - 長野県の統計情報」から、2010年の産業別(大分類)の15歳以上就業者の割合をみると、第一次産業就業者は24.5%、第二次産業就業者は30.3%、第三次産業就業者は、45.2%となっている。

1960年から第一次産業就業者が減少しているが(図2)、果樹栽培¹⁾が特徴的な町といえる。農林水産省「わがマチ・わがムラ(市町村データ)」によると、松川町の農家数(作付・飼養別販売農家数)は1390戸であり、「稲」が322戸(23.9%)であるのに対して、「果樹」は735戸(52.9%)となっている(データ:2010年世界農業センサス)。農業産出額をみると、松川町の総額は300千万円であり、「米」が26千万円(8.7%)、「野菜」が17千万円(5.7%)であるのに対して、「果実」は194千万円(64.7%)となっている(データ:平成18年生産農業所得統計)。

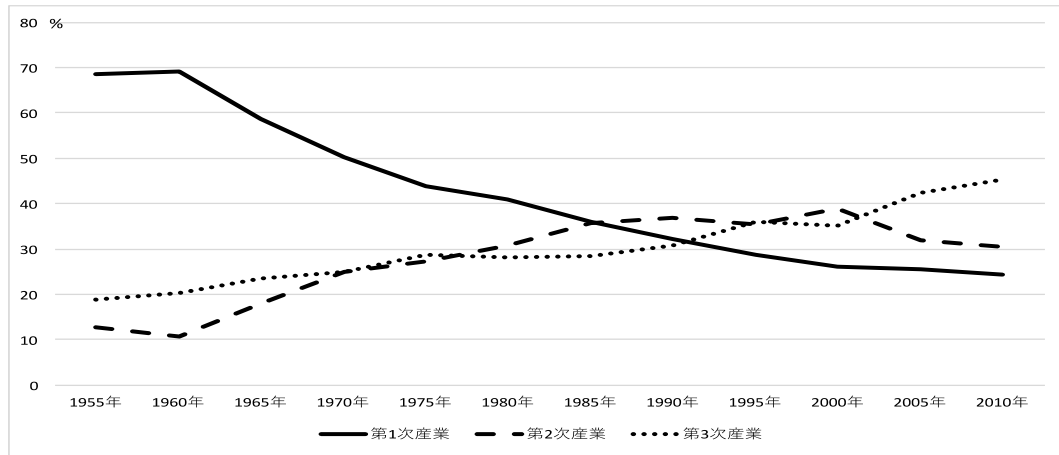


図2 産業別 15 歳以上就業者割合

(「国勢調査」及び「長野県の統計情報」から作成。1955年については世帯主の就業状況から作成。)

2. 「はこべ」と「館報まつかわ」の概要

以下では「はこべ」と「館報まつかわ」の概要を述べる。なお、「はこべ」や「館報まつかわ」等の記事を引用する場合、送り仮名については記事のままとし、誤植と思われる箇所は<ママ>で示した。

2.1 「はこべ」の概要

2.1.1 「はこべ」の特徴

「はこべ」は、「はこべの会」(参考資料1を参照)が発行し、「はこべの会編集委員」が編集する月刊誌である。「はこべ」は、1977(昭和52)年4月に創刊され、それ以降休刊なく発行され続けており、470号を超えている。上下二段組のページ数は、号によって異なるが、50ページほどである。

「はこべ」の特徴を、「はこべの会」事務局である久保田正明が「はこべ」390号[2009(平成21)年9月]で記しているのを、それを引用する(久保田, 2009b, 48)。

- ①「地域の文化と福祉の向上に寄与する」ことを目的とする「はこべの会」の会員に「会誌」として配布される
- ②テーマを「わが暮らしを見つめ、わが郷土を考えるための、仲間の雑誌」とし、会員各自の視点で自由な発表の場とする
- ③「タブーの無い、仲間の雑誌」として広告収入に依存せず、会員からの会費で運営する
- ④企画、編集、配本作業等は編集委員がボランティアで行う
- ⑤会員からの投稿は、文章のレベルを問わず、エロ・グロ・ナンセンス、個人攻撃、利益誘導目的、その他掲載にふさわしくないと編集委員が判断した場合を除き基本的には全て掲載する
- ⑥同人誌ではないので、違った意見でも構わない
- ⑦誰でも会費を払うことで会員となり、その家族も会員としての権利が得られ投稿することが出来る

- ⑧日々の生活において思う様なことを「誰かに伝えたい」という願いを叶える場であり、投稿者には喜び（生きる力）を与えている
- ⑨活字の本として残り、社会に資料的役割も果たしている
- ⑩本誌の寸法が、JIS A5 よりも短辺が6 mm長くなっている

特徴をまとめれば、「はこべ」は、「はこべの会」の会誌であり、会員（会員の家族）であれば、ジャンルや「文章のレベル」を問わず投稿することができ、投稿された原稿は、基本的にすべて掲載される。なお、会費（会員購読料）は月額300円であり、送料は100円である。また、松川町内および飯田市の書店等でも定価500円で販売されている。

2.1.2. 「はこべの会」会員と編集委員

現在の会員数は明らかにできていないが、「はこべ」創刊号[1977（昭和52）年4月]に掲載されている会員名簿には、118名の名前があり⁽²⁾、創刊1年後の「はこべ」13号[1978（昭和53）年4月]の掲載されている会員名簿では、町内340人、町外26人、計366人とされている。また、「はこべ」390号[2009（平成21）年9月]に掲載されている久保田の文章によれば、過去には「1000人に近い会員数の時もあったが、現在は500人を下っている」とある（久保田，2009b，47）。また「はこべ」389号[2009（平成21）年8月]に掲載されている「2008年度 はこべの会 会計報告」では、会費として234万2487円が計上されている。ここから推測すると、2008年度時点で480名程度の会員がいたと考えられる。

「はこべ」巻末に掲載されている編集委員名簿を通観する。編集委員は、創刊時は11名であった。創刊時から続けている人や数年で退く人もいるが、その後最多20名の間で推移している。男女比を集計した数字はないが、氏名から判断する限り、男女比は2対1程度である。また、居住地は松川町内が多いが、隣接自治体の他、50km以上も離れたところに（長野県上伊那郡辰野町や長野県飯田市南信濃）居住する編集委員もいる⁽³⁾。

2.1.3 掲載内容

掲載されてきた内容は、先の特徴にもあるように、多様なジャンルに亘っている。随想・エッセイ、会議・会合報告、俳句や短歌、詩等の文芸、旅行記、郷土史研究など多彩である（参考資料2を参照）。その中で、編集委員による「特集」がある。「はこべ」389号[2009（平成21）年8月]に掲載されている特集の記録や収集した現本を見ると、国政選挙について（1977年）、青年団の衰退について（1978年）、モーター建設問題（1981年）、農業先進地視察（1982年）、新興宗教施設建設問題（1996年）、町内の河川改修問題（1997年）、町村合併問題（2003年）、町会議員インタビュー（2005年）、水力発電研究（2010年）、東北ボランティア報告（2013年）、御嶽山噴火の影響（2014年）等があり、地域課題を中心に国レベルの問題も含めた特集が、単発や複数号を使って組まれている。

2.2. 「館報まつかわ」の概要

2.2.1 「館報まつかわ」の編集体制

「館報まつかわ」は、1956（昭和31）年9月20日に創刊された公民館報であり、本稿執筆時まで

継続されている⁽⁴⁾。

松川町公民館「平成20年度公民館運営審議会資料」によると、松川町には、松川町公民館（中央公民館）の他、8地区公民館がある。中央公民館には、社会部（10名）と体育部（10名）の他、編集部（10名）が置かれており、編集部が「館報まつかわ」の編集を行っている。各地区公民館には、館長の他、主事が配置されている。また、各地区公民館には、専門部として社会部と体育部が置かれ、それぞれ3名から15名の住民が各専門部で活動している。

公民館専門部の編集部が編集を行う体制は、創刊時から続くと考えられる。『縮刷版まつかわ』巻末の「歴代公民館の役割分担」よれば、創刊時の1956（昭和31）年の役割分担として、館長、主事に加えて編集部長、編集副部長、編集部員が記載されている（松川町公民館編集部，1976）。

また、1968（昭和43）年12月1日施行の「松川町公民館運営規則」では、公民館専門部について以下のように定められている（松川町公民館，1981，64）。

第4条 事業運営のための部門は社会部、編集部及び体育部とする。

2. 部員の定数は50人以内とし、任期は1年とし、館長が委嘱する。

このように、公民館長によって委嘱された住民が公民館専門部の編集部を組織し、創刊以来「館報まつかわ」を編集してきたと考えられることができそうである。

2.2.2 「広報松川」の分離

しかし、創刊から数年間は、編集体制の実際は上記と異なるようである。

「館報まつかわ」第一面「題字」下に記載されている責任者と編集人についてみる。創刊号〔1956（昭和31）年9月20日〕から4号〔1957（昭和32）年4月20日〕までは、「責任者 大場源之丞 編集人 松川町編集部」とある。5号〔1957（昭和32）年6月10日〕から16号〔1958（昭和33）年9月5日〕までは「責任者 原太一 編集人 松川町編集部」となる。そして17号〔1958（昭和31）年10月15日〕以降は「責任者 原太一 編集人 公民館編集部」となっている。『縮刷版まつかわ』によれば、創刊から4号までの責任者である大場源之丞は、松川町長であり公民館長を兼務していた。5号から17号の責任者である原太一は、公民館長である（松川町公民館編集部，1976，3）。町村合併によって松川町が成立し、同時に松川町公民館も設置されたことを考えると、公民館設置・館報創刊当初に町長が公民館長を兼務することは考えられることである。しかし、先に示したように、創刊時には公民館に編集部が組織されており、館報の編集は編集部が行うと考えられるにもかかわらず、創刊から16号まで、編集人は松川町編集部とされていた。公民館編集部が編集人とされるのは、創刊から2年以上経ってのことである。

この点について、『松川町史第二巻』では次のように記載されている（松川町史第二巻編纂専門委員会，2010，181）。

合併当時、松川町には町報的なものはなかった。昭和24・25年以降、町村報的なものがなかった町村は、公民館を設置したのを契機に、町村報と兼ねて公民館報を発行してきた〔長野県公民館史〕。よって松川町の場合も、発行所を町の公民館、責任者は町長（10

月9日までは職務執行者)とし、編集人は松川町編集部とあるが如く、役場職員が担当したのである。

松川町役場職員による編集作業は16号で終わり、17号からは公民館編集部が編集作業を行うことになるが、しかし、町広報の要素を残したまま「館報まつかわ」は発行され続けたと考えられる。「館報まつかわ」の100号[1969(昭和44)年8月10日]の「主張」欄は、「館報100号にあたって」とタイトルが付けられている。この中に次の文章がある(松川町公民館編集部, 1976, 425)。

どこの町村でも公民館報を発行しておりますし、毎年公民館大会などで館報のあり方について研究話し合いがなされておりますが、なかなかむずかしいさなくママ>感じます。多くは市町村広報と館報を兼ねたものとなっておりますが、やはり行政広報と公民館報とはその性格も自ら異なるものがあるはずで、本来二本立てで発行されることが望ましいものであります。幸いわが松川町においては願いがかない、四十三年度より広報「松川」が発行され、理想的な姿となったわけであります。

ここでは、それまでの「館報まつかわ」は、当時の他市町村公民館報と同じように、自治体広報と公民館報の二つの性格を有していたとの編集部の認識が示されている。

つまり、公民館編集部の認識としては、昭和42年度まで、17号[1958(昭和33)年10月15日]以降も自治体広報の性格を持ち続けていたこととなる。

松川町役場ホームページの「広報の歴史を辿る」によれば、松川町広報の創刊は、1968(昭和43)年11月1日で、名称は「広報松川」となっている(現在の名称は「広報まつかわ」)。

これらからして、「館報まつかわ」は、「広報松川」創刊後の97号[1968(昭和43)年12月10日]を面期として⁽⁵⁾、「行政広報と館報を兼ねた」性格を持ったそれ以前と、公民館報としての性格に整理されたそれ以降とに分けて考えることができる。

この「広報松川」の分離は、本稿において今後「はこべ」の創刊を検討する際に大きな論点となる。

3. 「はこべ」発刊の経緯

3.1. 「館報まつかわ」編集委員からの呼びかけ

3.1.1 「はこべの会」側からの記述と『松川町史』の記述

久保田は、先の文章の中で、「月刊誌「はこべ」の発刊は、松川町公民館からの呼びかけがきっかけであった」とし、その呼びかけは「館報まつかわ」の148号に掲載されたとしている(久保田, 2009b, 46)。

この呼びかけを、縮刷版で確認すると、148号[1976(昭和51)年2月1日]第四面に「町の文化月刊誌の発行」の記事が掲載されている(図3, 松川町公民館編集

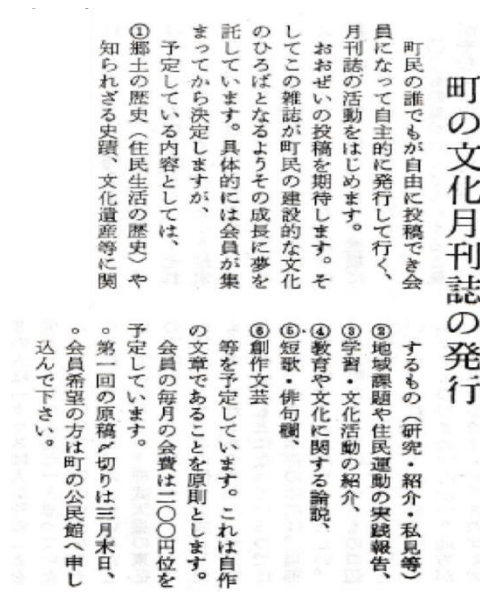


図3 呼びかけ

部, 1976, 716)。

『松川町史第二巻』には、1963（昭和38）年から「はこべ」創刊に近い1974（昭和49）年頃の「館報まつかわ」編集についての記載がある（松川町史第二巻編纂専門委員会, 2010, 337-8）。そこでは、「はこべ」の創刊は、公民館編集部員の発案であったことを記している（松川町史第二巻編纂専門委員会, 2010, 338）。

当時の編集部員の発案としてこのような緊張関係の中で、公的な性格を持つ公民館報の意義を確認したうえで「いつでも誰でもどんな考え方も自由に主張できる場を」もつことが必要であるということと昭和52年に始められたのが、月刊誌「はこべ」であり、会員制による「はこべ」が現在まで継続されている（平成18年9月現在29年, 353号）。

『松川町史』が言う「緊張関係」については、後述することとし、「はこべの会」側も『松川町史』も、「はこべ」創刊のきっかけは、公民館からの呼びかけ、具体的には編集部員からの呼びかけであったとしている。

3.1.3 「館報まつかわ」編集委員と「はこべ」編集委員

「はこべ」編集委員を長年努めている熊谷宗明は、「今から二七年前、「月刊はこべ」を創刊した私たちは町（長野県松川町）の公民館報の編集部員であった」と書いている（熊谷, 2005, 60）。

そこで、「はこべ」の創刊が考えられていたであろう1976（昭和51）年の「館報まつかわ」の編集委員（松川町公民館編集部, 1976, 740）と「はこべ」創刊号に記載されている編集委員をみる（表3）。

表3 編集委員の比較（ゴシックは重複）

1976年度「館報まつかわ」編集委員	「はこべ」創刊時の編集委員
編集部長 大島素行	大沢健利, 大島文男, 大島素行 ,
編集副部長 森谷岩夫	北島正隆 , 原節子, 本多勝一,
編集部員 北島正隆 , 下沢太造,	松下伸嗣, 松下拡 , 森下茂生 ,
古沢節子, 大内利春	森谷岩夫 , 矢沢直子
森下茂生	
(主事 松下 拡)	

主事も含め、編集部長・編集副部長・編集委員が、「はこべ」創刊時の編集委員に名を連ねていることがわかる。

このようにしてみると、「はこべ」創刊のきっかけは、「館報まつかわ」編集部による呼びかけであり、編集部員半数以上が、公民館の主事も含め、「はこべ」の編集委員となっていることが確認できる。

では、なぜ、「館報まつかわ」編集部からの呼びかけがなされたのであろうか。

3.2 「はこべ」創刊の背景

3.2.1 「はこべの会」側からみた背景

熊谷は、先の文章を続ける（熊谷, 2005, 60）。

主体的で元気な編集部だったので、町の問題や人々の生き方などルポ記事をどしどし書いた。町政の問題にも立ち入った紙面も多かったので行政や町議会とぶつかることもしばしばあった。公民館報というものは、社会教育の教育機関の機関誌であるのだから、あくまで住民本位で作られるべきものだと思っていた。しかし、わが館長の抵抗もむなしく、刷り上って配付寸前の館報にストップがかけられ刷り直しさせられたこともあった。そんななかでどこからも援助してもらわず、スポンサーを持たないで、誰にも気兼ねなく自由に何でも書ける、会員制の雑誌を出そうということになった。

同じく久保田も、文章を続ける（久保田，2009b，47）。

公民館報は建設的な地域の住民の声を積極的に汲み上げて地域に提起するものであって、行政の広報ではない。という基本的論に基づいて発行を続けているが、「建設的である」という判断をめぐる考えは、しばしば行政側と住民の立場に立とうとする公民館とのくいちがいが生じていた。

館報は町の行政予算によって発行されるのだから、行政批判的な記事は掲載すべきではない。という考えに対して、町の財源は住民の税金であり、公的な教育活動としての社会教育活動は行政に対しては一定の独自性を持っているのだから、住民の発言や主張については「建設的」な意味においての「自由」は最大限に保障されるべきである。ということをめぐる議論が絶えずなされたのである。

地域住民の声を汲み上げ、町の課題を提起しようとする「主体的で元気な」編集部と公民館報に行政批判の記事は好ましくはないとする側との対立や議論が公民館にあったことが、公的資金によらず、特定のスポンサーも持たない「誰にも気兼ねなく自由に何でも書ける会員制の雑誌」創刊の背景にあったと考えられる。

3.2.2 『松川町史』にみる背景

『松川町史』にも、「はこべ」創刊の背景となった「館報まつかわ」編集についての記載がある（松川町史第二巻編纂専門委員会，2010，337-8）。

公民館専門部が自立して活動を展開することによってしばしば本館（館長・主事）との衝突もあった。部員としての基本的姿勢について研究を深めたのは、49年度の三部正副部長の総括会議であった。部員は本館（行政）側の立場から活動を考えるのか、住民側からの立場で考えるのかの問題をめぐる、きびしい討論が行われた。

結論としては、部員は住民の立場にたつものであるということにおちついた。

（略）

町の行政と町公民館（本館）の緊張関係と更に本館と住民との緊張関係をもちながら、時には夜中までの激しい討論を重ねながら、本気になったとりくみを展開してきた。

ここからは、公民館および編集部と町役場との不一致だけではなく、編集方針に関する公民館内部の、すなわち公民館館長と編集部員との間の葛藤があったことがわかる。

3.3. 「館報まつかわ」にみる「はこべ」創刊の背景

3.3.1 「館報まつかわ」150号の記載から

「はこべ」創刊の背景についての「はこべ」編集委員・事務局の文章と『松川町史』の記載を、「館報まつかわ」の記事を検討することで確認する。

「館報まつかわ」150号 [1976 (昭和 51) 年 4 月 1 日] には、公民館報 150 号を記念して、歴代の編集部員が行った座談会の内容が掲載されている。その中にそれまでの記事に関する反省や評価に関する文章がある (松川町公民館編集部, 1976, 731)。

又、過去における公民館の移転問題、選挙の問題、プラント跡地、あるいはその他のスクープ的な大きな問題はあくまで中立の立場を守って、紙上討論が出来る状態にもっていくことが望ましいという意見が出された。そして風説あるいは根拠のない問題の取り上げ方を一層考えていく必要があるということになった。

編集部ないしは公民館は、150 号までの編集の中には地域課題の取り上げ方が必ずしも「中立の立場」に立っていない場合や、根拠に乏しい場合もあったとの認識をもっていたことがわかる。

この記事にある「公民館の移転問題」、「選挙の問題」、「プラント跡地」、「その他の問題」は、どのような取り上げられ方をしてきたのであろうか。

3.3.2 「公民館の移転問題」

「公民館の移転問題」とは、松川町公民館 (中央公民館・本館) の新築移転についてのものと推察される。中央公民館の移転は、松川町立南小学校と中部小学校を統合して中央小学校とし、新たに校舎を建築することを契機とするものようである。

中央小学校発足の記事は、「館報まつかわ」78号 [1966 (昭和 41) 年 3 月 30 日] の第一面に掲載されている。これは、町議会で二つの小学校を統合し、新たな学校名と設置場所を定めた条例が議決されたことを紹介している。次いで 79号 [1966 (昭和 41) 年 4 月 20 日] では、「中央小新築の第一年」を主見出しに掲げ、昭和 41 年度の町予算の詳細な紹介記事を掲載している。それから約一年後、86号 [1967 (昭和 42) 年 5 月 1 日] でも、昭和 42 年度の町予算紹介記事に「中央小完成に全力」を主見出しとし、記事の中では「歳出面で一番大きな事業に中央小学校の新築がある」としている (松川町公民館編集部, 1976)。

これらの紹介記事を受ける形で、80号 [1966 (昭和 41) 年 6 月 25 日] では、「一住民」の投稿記事として「中央公民館の建築を」の見出しを付けた記事が掲載されている (松川町公民館編集部, 1976, 326)。

中央公民館の必要性は前々から一般の多くの声もあるわけで (たしか公民館研究集会にも強い要望が出されていたはずです) この際、中央公民館の移転新築を願うのはひとり私のみではないと思います。

続いて、81号 [1966 (昭和 41) 年 8 月 13 日] では公民館及び関連団体の二つの集会の紹介記事が掲載されている。「婦人団体連絡協議会」の婦人集会紹介記事では、「町公民館本館の建築の要求」の

項を立てて、「中央小建築後是非町の本館を建築してもらいたいという意見が強く出された。」と報じている（松川町公民館編集部，1976，330）。同じ81号の「第一回公民館大島地区協議会」に関する記事は、「本館建築気運高まる」の主見出しを付け、「財政的には苦しい時ですが，新築するからには，町民が自由に集まって，気楽に使用できる理想的な，中央公民館を早急に建築してほしい」との声を掲載している（松川町公民館編集部，1976，333）。

87号[1967（昭和42）年7月1日]は、「公民館本館とりこわしか」のカット見出しを掲げ，第一面すべてを使って，公民館本館の早期建設の要望が高まっていることを伝えている。この第1面は，中央小学校の建設は，1968（昭和43）年3月の完成を目標に進行しているが，公民館の「現在のままの使用は七月一杯位のもの」であり，町役場は「新公民館建設をどうするかはまだはっきりとしたメドがたたてていない」とし，新公民館の建設の要望が高まっているとしている。これを，リードとして，「一般の声」，「婦人会の声」，「青年団の声」を紹介し，「青空公民館脱却の時期」として社会教育における施設の重要性を指摘する編集部の意見を掲載している。

これらの記事は，町議会や町予算の動向から中央小学校建設の動きを紹介する記事と，これに伴って新しい中央公民館建設の要望を紹介，または編集部としての意見を述べる記事に分かれている。

3.3.3 「選挙の問題」

150号の「歴代編集部員座談会」記事に書かれた「選挙の問題」とは何であるのか，記事の中からは明確には判断できない。創刊号から150号までの記事を見直すと，「選挙」にかかる記事は三種類に大別できるだろう。「公明選挙」（選挙違反のない選挙，いわゆる「明るい選挙」）を推進するための啓発記事，選挙のたびに掲載された新町長・新町議会議員の紹介記事，選挙運動等に関する批判的記事である⁽⁶⁾。

ここで注目するのは，選挙運動等に関する批判的記事である。35号[1960（昭和35）年11月15日]には「声」欄で，上記33号，34号で紹介した町長選挙に関して「町政刷新に想う」の見出しを付けた記事が掲載されている。そこでは，町長選挙前に新町長が関連した不正事件があり⁽⁷⁾，新町長の即時退陣を求める反対派と，退陣は選挙結果を無視するものだとする新町長擁立派の対立・論戦が繰り広げられているが，一般町民からみれば「一体これはどうすればいいんだ」と言わざるを得なくなると書いている。

町議会選挙の後，当選者を紹介した上記の36号[1960（昭和35）年12月15日]には，その紹介記事と同じ第一面に，新議員に向けた団体からの声が紹介され，青年団のメンバーから意見（署名あり）を掲載している（松川町公民館編集部，1976，145）。

松川町の町長選挙にからむ醜態を新聞，ラジオを通じ全県下にとどろかし，町政に最大の汚点を残してしまったことは，私達町民として全く情なく思います。

67号[1964（昭和39）年9月27日]では，新町長の抱負を紹介する記事のすぐ横に「主張」欄を設け，編集部から特定の候補者を集落として推薦する「部落推薦」への問題提起がなされ，意見を示している（松川町公民館編集部，1976，258）。

町議や村議選でよく見受けることは、候補者を定員にしぼって、無投票にする工作が行われることである。こんな非民主的な、また選挙民を侮辱したことはあり得ないこと々々ママ>は思う。数多くの人材が出馬して、正々堂々と立派な選挙になることを望んでやまない。

87号 [1967 (昭和42) 年7月1日] では、「主張」欄で、同年4月の長野県議会選挙での松川町の選挙運動等について記している (松川町公民館編集部, 1976, 358)。

去る四月に行われた県議選において、松川町として極めて残念な出来事が二つあった。一つは選挙違反者を出したことであり、もう一つはその違反者の減刑嘆願運動をしたことである。

まず申し上げたいことは、その違反者が町の重要な位置にあり、指導的な立場にある人達であっただけに、まずいことをしてくれたと、しみじみ残念に思うことである。

(略)

次にこれら違反者の減刑嘆願署名運動を行ったことであるこのことは全く予想だもくママ>しなかった意外なことであり、良識では判断しかねることと云わねばならない。しかもそれが単に一部の有志だけによるものでなく、運動の計画の中心者が町議会の最高責任者であり、その上地域ぐるみ隣組中心に行われただけに、残念だったの思いを強く感ずる。

3.3.4 「プラント跡地」

「プラント跡地」に関する記事は、141号 [1975 (昭和50) 年7月1日] に掲載されている。「プラント跡地」とは、松川町内を通る中央自動車道 (同年8月23日に部分開通, 141号記事) の町内工事終了に伴う工事関連施設の跡地のことである。「プラント跡地」について町役場は、当初、「グラウンドを含めた住民憩の場として使用する」計画であったが、町役場内部で「町財政のゆきづまり打破の一策として跡地を売却したら」どうかという考えが上がっていると、記事は伝えている (松川町公民館編集部, 1976, 675)。松川町体育協会の動きを伝えながら、「この機会を逃さずに、緑の中にグラウンドを併せもつ憩の場建設を望む声が多い。」と記事は終わっている。

「プラント跡地」問題を扱った記事は、150号までの記事の中でこの1本だけである。

3.3.5 「モーテル問題」

150号の座談会では語られていないが、「プラント跡地」よりも記事が多く掲載されている問題の一つに「モーテル問題」がある。

103号 [1970 (昭和45) 年7月30日] に、婦人会からの記事として「簡易宿所くママ>反対署名の運動」の記事が掲載されている。内容は、松川町内にモーテルの建設計画があること、モーテルの概要と問題点の指摘、反対署名運動の成果、謝辞となっている。「館報まつかわ」が、「モーテル問題」を取り上げた最初の記事となっている。

翌号の104号 [1970 (昭和45) 年9月28日] では、公民館はじめ、諸団体が行ったモーテル反対

運動の経緯や設置計画業者との話し合いの内容などが記載され、7月25日に円満に解決した旨の報告がなされている。

しかし、それからほぼ2年後の111号[1972(昭和47)年7月1日]では、モーテル建設の再燃を伝える記事が、第二面すべてと第三面の三分の二を占める見開きで、「モーテルなんかいない」のカット見出しを付けられて掲載されている(松川町公民館編集部, 1976, 498-9)。ここでは、「がんばる反対同盟」の見出しで、建設計画の概要の他、業者との話し合いや反対運動の経過を示し、「住民パワーで環境の浄化を」との見出しでは、「問題はこのような施設を否定しながら同時に新しい性のモラルをこの混乱の中からつくり出して行くことにある」として、青少年育成の問題を提起している。また、「モーテル規制条例制定を議決」の見出しでは、町議会が議決した条例の概要を解説し、「これからの住民運動をどう進めるか」の見出しの記事では、軽井沢町を先進事例として紹介し、「町ではこのほど規制条例を制定したがこれによる決定的な拘束力を期待することはむりであろう」として住民運動を進めていかねばならないとしている。

3.3.6 「中立の立場」

これまで、「歴代編集委員座談会」で語られた「中立の立場」に係る問題記事を確認してきた。「公民館の移転問題」は、小学校の統廃合に伴って新しい公民館建設の要望が町民の中にあることを伝え、公民館としての要望を示す記事であった。公民館報の記事として当然の内容といえるだろう。

「選挙の問題」については、記事を三種類に大別したが、「公明選挙」推進記事と新町長・新議員の紹介記事については、「中立の立場」に係る問題はないように考える。前者は、憲法や地方自治法の解説記事であり、後者は、本人からの原稿を掲載した記事や客観的事実を述べた記事であるからである。他方、批判的な記事は、「部落推薦」や「無投票工作」などが行われるの松川町の選挙慣行・政治風土や、「町の重要な位置にあり、指導的な立場にある人達」、「町議会の最高責任者」に向けられていた。

「プラント跡地問題」では、町の施策の変更可能性に批判が行われ、「モーテル問題」では、住民や各種団体の反対運動を評価する一方で、町議会が制定した条例は十分な効果が期待できないとしている。

歴代の編集委員が「中立の立場」という言葉で懸念したこととは、町役場・執行部・町議会・町議員への批判的記事の掲載であったと考えられる。また、先に示したように「刷り上って配付寸前の館報にストップがかけられ刷り直しさせられたこともあった」(熊谷)とするならば、われわれは、刷り直しの結果を縮刷版から見てきた可能性は否定できない。つまり、これまで検討してきた紙面は「結果」であり、編集作業の中では「中立の立場」をめぐる、3.2.2で示した『松川町史』に記載されている「緊張関係」と「激しい討論」が、「刷り直し」後の紙面・「結果」には反映されない場合も含め、展開されたことも考えておかねばならない。

3.4. 「館報まつかわ」と「広報松川」の分離の影響

3.4.1 「館報まつかわ」の記事の変化

既述のように、本稿では、1968(昭和43)年の97号から館報と町役場広報とが分離したと捉えて

いる。この分離は、館報に何らかの影響を与えたのであろうか。

松川町の予算について、「館報まつかわ」は、毎年度4月から6月に、第一面のほぼ全面を使って紹介してしている。しかし、これは、1968（昭和43）年6月1日の94号で終わる⁽⁸⁾。1969（昭和44）年度の予算が紙媒体で町民に知らされるのは、1966（昭和41）年11月に創刊された松川町役場の「広報松川」6号〔1969（昭和44）年4月1日〕（松川町役場ホームページ「広報の歴史を辿る」「創刊～昭和43年度 広報松川」）によってであると考えられる。

また、「館報まつかわ」には、公民館編集部が社会教育の観点から取材したのではない記事も見受けられる。例えば、3号〔1957（昭和32）年1月1日〕には、町議会議長の年頭挨拶、監査委員決定、農業委員決定、民生委員決定の通知が掲載されている。同年4月20日の4号には、助役の就任挨拶が掲載されている。21号〔1959（昭和34）年6月30日〕には、町議会の各種委員会構成が掲載され、同年8月5日の22号には、国民年金事務の開始通知が掲載されている。

このように、97号以前、特に創刊後数年間（既述のように編集人が松川町編集部とされていたことが想起される）は、町広報に掲載されてしかるべき記事が散見される。

しかし、97号以降、記事は社会教育関連のものとなっていく。例えば、これまでの通例でいけば、町予算の概要が紹介されるはずの1969（昭和44）年6月1日の99号では、町予算の社会教育関係予算に限って、その内訳や過年度との比較等を含めて、かなり詳細に紹介・解説している。

97号以降、記事は、各地区公民館の活動や、婦人学級、青年学級等の公民館の学級・講座事業、婦人会、若妻会、青年団、体育協会などの住民組織やその集会・会合の活動紹介で占められている。

3.4.2 「主張」欄の変化

ごく一部の例外を除き、編集部が執筆していると考えられる「主張」欄は、97号以降、変化を見せている（参考資料3を参照）。97号以前の見出しをみると、「水利慣行に思う」（15号）、「取り残された有線放送 大島地区の住民は叫ぶ」（17号）、「町政に望む」（46号・投稿）、「汚職を一掃し町政刷新を期待する」（46号・投稿）、「新しい町政に望む」（68号）、「町営水道について」（85号）、既述の「残念だった選挙違反者の減刑嘆願運動」（87号）などがある。これらは町政・町議会に関する「主張」であると考えられる。

他方、97号以降の見出しをみると、「公民館活動の方向」（99号）、「館報100号にあたって」（100号）、「公民館活動と施設」（103号）、「待望の施設完成にあたり 社会教育のために大いに活用を」（105号）等、社会教育に直接関わる「主張」が示されるようになる。特に、112号から、第一面にシリーズとして町内の史跡や文化財の写真を掲載し、その下にコラムとして「主張」欄を配置し、最終面に住民からの投稿を掲載する「声」欄をそれぞれ配置する形式が定式化されて以降、「主張」欄は、「公明選挙」啓発推進を訴えた131号と137号を除き、町政・町議会に関する内容はなく、公民館のあり方や生活改善活動、婦人会や青年団等の社会教育関係団体の活動等に関する内容となっている。

3.5 「館報まつかわ」の純化と編集委員の困難さ

3.5.1 公民館の目的

「館報まつかわ」は、「広報松川」の発刊によって行政広報の性格を切り離し、いわば、公民館報として純化し、100号に記された表現を用いれば「理想的な姿」となったと考えられる。これによって、『松川町史』の言う「町の行政と町公民館（本館）の緊張関係と更に本館と住民との緊張関係」は解消され、「中立の立場」を保つことに腐心する必要はなくなったのであろうか。

困難さは軽減せず、むしろ先鋭化したと考えられる。「社会教育法」第二十条では、公民館の目的を次のように規定している。

（目的）

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

公民館ないし住民が、この目的達成を阻害すると判断する事象が生じている場合、公民館が館報によってその事象を批判的に住民に知らしめることは、「社会教育法」の趣旨に合致している。

他方、当時の館報をめぐる別の考え方は、先の久保田を引用すれば「館報は町の行政予算によって発行されるのだから、行政批判的な記事は掲載すべきではない、という考え」として捉えられる。

両者の対立は、「館報まつかわ」が「町の新聞」ではなく「公民館報」に純化したことによって、「社会教育の中での行政批判はどこまで許されるべきなのか」という問題として先鋭化することになったと考えられる。

3.5.2 インボーデンと新聞編集権

この対立は、1951（昭和26）年に、既に下伊那地域で議論されている。連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）はいわゆる「新聞統制」を行っていた。GHQの民間情報教育局新聞課長のダニエル・インボーデンはその実行者だったとされ、松田浩はインボーデンと新聞編集権について次のようにまとめている（松田、2015、261）。

そうしたなかで、日本新聞協会は、一九四八年三月、「新聞編集権の確保に関する声明」を発表する。「編集内容の決定権は経営者に属する」という、いわゆる「編集権」概念をもとに「編集方針に従わないものは何人といえども編集権を侵害したものとしてこれを排除する」としたこの論理は、レッドパージで最大限に利用され、その後も長く力を振るうこととなるのである。

この声明から3年後、インボーデン（インボデン）の名前は下伊那の記録に登場する。『下伊那公民館活動史』によれば、「二六年二月一三日、町村会館で県広報課員が各村新聞関係者にインボデン中佐の指令について説明したが、その内容は三月に知事室長、教育長名で通牒が」あったものであるという（公民館活動史編纂委員会、1974、325）。この通牒には、新聞に原則掲載すべきではないとされる事項が、6項目上げられているが、これに対して『下伊那公民館活動史』は、以下のように述べている（公民館活動史編纂委員会、1974、325）。

以上のとおりで、これが公民館報にも該当するということが、まったく社会教育活動

と一般行政との区別もつかないインボデンの私見の罷り通ることとなり、県教育委員会の説明不足によるのではないかと不審にも考えられたが、結局この通牒に従うことになり、次からの発行紙の多くは親しみのない硬い感じの紙面になった。

商業新聞への新聞統制が下伊那の公民館報にも及ぶこととなった。

提示されている6項目の中に「ロ、評論及びこれに類するもの」がある。レッドページの中、評論の対象に自治体行政・議会を含めるとする解釈が行政によってなされることは容易に推測できる。

このようにみえてくると、「館報まつかわ」の編集部員は、行政広報と公民館報が分離し、「館報まつかわ」が公民館報として純化することにより、「社会教育法」の公民館の目的と「編集内容の決定権は経営者に属する」という「編集権」との対立に、サンフランシスコ講和条約発効以降の時期を経てもなお、晒され、苦闘していたのだと考えられる。

館報の編集委員となっていた住民が「誰にも気兼ねなく自由に何でも書」く（熊谷）ためには、この大きく構造的な対立から自由になる必要があり、これが住民に「はこべ」を創刊させたと考えられる。

しかし、数名の編集委員が参集しても、「はこべ」の創刊も継続も期待できない。文章を書き、「はこべ」に投稿する会員の存在が極めて重要な条件である。次に、「書く」に注目する。

4. 婦人文集活動と婦人会・若妻会

4.1. 婦人文集の概要

合併前の大島村と生田村も含めて、松川町には、いくつかの婦人文集があった。『松川町の社会教育』（松川町公民館、1981、21-2）と「はこべ」468号の松下祐の文章（松下、2016、11-2）から整理する。

4.1.1 婦人会の文集

大島村には大島村婦人会の「あじさい」があり、1956（昭和31）年から1962（昭和37）年に全8号が発行された。同じく生田村婦人会の「ははこぐさ」は、1956（昭和31）年から1961（昭和36）年に全11号が発行された。その後、婦人会の合併によって松川町婦人会が組織され、文集「松川」は1962（昭和37）年から2005（平成17）年まで、全43号が発行された。「松川」の発行によって、大島地区の「あじさい」と生田地区の「ははこぐさ」は役目を終えている。

つまり、松川町の婦人会文集は、「あじさい」と「ははこぐさ」から始まり、49年間続いていた。

4.1.2 若妻会の文集

松川町の若妻会でも文集が発行されていた。上片桐地区の若妻会では「母と子」を1966（昭和41）年から1976（昭和51）年にかけて全9号を発行し、大島地区の若妻会では「かぜ」を1970（昭和45）年から1976（昭和51）年まで全7号を発行している。若妻会の合併による松川町の若妻会は文集「まつぼっくり」を1977（昭和52）年から1984（昭和59）年まで全8号を発行していた。

4.1.3 リレー日記

これら以外にも、合併前の生田村塩倉地区で始められた「リレー日記」、松川町増野地区の開拓を綴

った「ましの」などがある（松川町公民館，1976，423）。

松原千広によれば、塩倉地区の「リレー日記」は、「昭和34年に1人の婦人のリーダーがリレー日記をつけてみよう」とみんなに提案。試しにノートを回してみたところ、当時の会員20名全員が何かを書いたノートがリーダーのところへ戻ってきた」（松原，1984，2）。その時以来、少なくとも1984（昭和59）年まで25年間続いた。

4.2. 下伊那における婦人文庫・生活記録文集活動

高木重治によると、女性による下伊那地域の生活記録文集は、1955（昭和30）年7月に下伊那郡喬木村で「たんぽぽ」が創刊された以降、「2，3年の間にいかに生活記録文集活動が広がり、一種のブームといえる状況」となり、「1950年代後半から60年代中ごろにかけて1つの時代を作り終焉を迎えた」とされている（高木，2013，278-81）⁽⁹⁾。

4.2.1 生活記録文集と婦人文庫および婦人学級

高木は、生活記録文集がどのように生まれていったかを詳細に検討し、婦人文庫や読書会活動が生活記録文集誕生と強く関わっていることを明らかにしている。戦前から下伊那地域では青年団による図書館活動が盛んで、読書熱は高かったとされる（高木，2013，273）。この下地の上に、1950（昭和25）年から長野県立図書館長の主導ではじめられた婦人文庫活動や1952（昭和27）年に松本市立図書館長が指導した読書会活動が、下伊那地域の読書会活動に大きな影響を与えたとされている（高木，2013，272-3）。高木は、「生活記録文集活動はこの婦人文庫・読書会活動とほとんど並行して始まっており、そこには少なからず婦人文庫・読書会活動からの発展という形が存在していた」としている（高木，2013，278）。

同時に、高木は、「公民館の事業の1つである婦人学級も文集活動を生み出すきっかけとなった活動として指摘できる」としている（高木，2013，283）。その例としていくつかの文集が挙げられているが、大島村婦人会の「あじさい」もその例とされている。

4.2.3 松川町の文集活動と社会教育

松川町公民館の婦人学級活動について確認してみる。「松川町社会教育」では、1962（昭和37）年から1981（昭和56）年の公民館の婦人学級について、「婦人学習の歩み」として整理している。ここでは、二つの項目、（1）総体的な流れと（2）文集活動が立てられている（松川町公民館，1981，18-22）。この文集活動は、先の「あじさい」や「ははこぐさ」の活動と考えられるので、婦人会・若妻会の文集活動は、公民館の婦人学級の学習が住民組織である婦人会・若妻会の文集として結実したものとして大きく位置づけられていることがわかる。

『松川町史第二巻』においても、婦人会の文集は「婦人の学習」の中に位置づけられている（松川町史第二巻編纂専門委員会，2010，385）。1965（昭和40）年に松川婦人会の文集「松川」の特別号として発行された「嵐」については、「婦人学級での学習で『日本の歴史と婦人』も問題についての関心の高まりによって『自分たちにとっての戦争』を考え、戦時中の体験を綴ったものであった」と記されている（松川町史第二巻編纂専門委員会，2010，385）。

なお、松川町に限定されず下伊那地域に関する記述ではあるが、『下伊那公民館活動史』には婦人文集と公民館の関わりについて「それら（女性による文集活動）に対して、各村の公民館が指導助言の役割を果たしていた」との記述がある（長野県下伊那郡公民館活動史編纂委員会，1974，137）。

また、生活記録文集活動と学習活動の関係については、『松川町史第二巻』に「昭和30年ころから青年団の学習的側面を公民館（昭和27年設置）が支えるというような連携がはかられ、青年学級と結びついて生活記録や読書会等の活動が進められるようになった」とあり、婦人学級だけでなく、青年学級との関わりも指摘されている（松川町史第二巻編纂専門委員会，2010，232）。

このように、松川町の文集活動は、少なくとも松川町の社会教育関係者には、社会教育実践と結びつけられて認識されていたことがわかる。

4.3 社会教育関係団体の衰退

前節では、松川町の婦人会および若妻会の文集活動をみた。婦人会および若妻会は、松川町社会教育において、社会教育関係団体として位置づけられてきた。そこで、同じく社会教育関係団体とされてきた青年団も含め、『松川町史第二巻』の記述（松川町史第二巻編纂専門委員会，2010，203-47）によって、特に1945（昭和20）年以降について、社会教育関係団体を検討する。

4.3.1 松川婦人会の発足と衰退

『松川町史第二巻』によれば、婦人会は、合併前の生田村では、1946（昭和21）年に発足しており、上片桐村でも、1946（昭和21）年に発足しているのではないかと推測されている。戦後、大島村の婦人会発足については、記述がないが、1956（昭和31）年の大島村・上片桐村の合併により、松川町婦人会が発足した。当時の会員は1500名とされている。1962（昭和37）年に生田村の統合に伴い、生田村婦人も松川町婦人に統合され、その時の会員は2000名とされている。

それ以降の会員数を『松川町史第二巻』に拾うと、1968（昭和43）年に会員1700名、1975（昭和50）年は会員1300名の記載がある。1975年については、「婦人会のみならず、青年団・若妻会・4Hクラブ等同じ悩みを抱えていた。即ち会員の減少である。」との記述がある（松川町史第二巻編纂専門委員会，2010，211）。更に会員数に関する記載を追うと、1998（平成10）年会員45名、2001（平成13）年会員66名、2012（平成14年）会員72名、2013（平成15）年会員80名、2014（平成16）年会員84名、2016（平成18）年会員65名の記載がある。

婦人会は、既に1975年くらいから会員の減少に悩み、1962年に2000名だった会員は、2016年には65名にまで減少している。

4.3.2 松川町の若妻会の発足と衰退

大島村・上片桐村合併後の1958年（昭和33）年に上片桐地区の上町婦人会の読書会の折、小グループ活動推進の話があり、若妻の集いを作ることで意見がまとまり、「若草会」（会員15名）が発足した。『松川町史』は、これが松川町における最初の若妻会であるとしている（松川町史第二巻編纂専門委員会，2010，241）。その後上片桐地区で若妻会が相次いで発足し、1966（昭和41）年に若妻会は50組織になったとされ、1968（昭和43）年には会員580名であったとされている。その後の推移につい

て拾うと、1975（昭和50）年会員343名、1983（昭和58）年21グループ294名、1985（昭和60）年18グループ、1987（昭和62）年218名、1993（平成5）年16グループ196名とされており、グループ・会員が減少していることがわかる。そして、1994（平成6）年では、「この年を最後に5月の公民館報年度当初にあたっての各種団体の欄から若妻会が消えた。」と記載されている（松川町史第二巻編纂専門委員会、2010、247）。

4.3.3 松川青年団の発足と衰退

1945（昭和20）年12月に、大島村では「大島村青年団」が、上片桐村でも「上片桐女子青年会」が、生田村では、「生田村青年団」と「生田村女子青年団」がそれぞれ再結成されている。翌年、「大島村女子青年会」再結成され、翌々年には上片桐村で「上片桐青年会」再結成されている。

その後、大島村・上片桐村合併に伴い、「松川青年団」が発足し、若干の変遷を辿りながら1966（昭和41）年に生田青年団を統合した「松川青年団」となった。

しかし、大島村・上片桐村合併の3年後、1959（昭和34）年では、「上片桐青年団は団員数の減少から単位団として活動することが困難な状態になった」と記載されている（松川町史第二巻編纂専門委員会、2010、233）。その後の会員数についての記載をみると、1982（昭和57）年、会員47名、1986（昭和61）年、会員37名、1989（平成元）年、会員十数名、1993（平成5）年、会員12名とあり、「ここ数年で団員は4分の1に減ってしまった。」と記載されている（松川町史第二巻編纂専門委員会、2010、240）。

そして、ついに「おそらくは平成6年度中に組織として機能できなくなり、自然消滅したものと判断される」と記載されるに至る（松川町史第二巻編纂専門委員会、2010、241）。

生田村青年団についての記述ではあるが「高度経済成長期の昭和34・35年頃から村を離れる青年が増加し、青年団を構成する青年は急激な減少傾向を示し、団活動は低迷」したとの記載がある（松川町史第二巻編纂専門委員会、2010、232）。

また、1965（昭和40）年ころから、近隣市町村に各種の団体・サークルが急増し、「日常の生活に根ざした学習を深め自らを高めることを目的とした団体・サークルからすれば、例えば同好の仲間やレジャー・娯楽を主としたサークルの増加はある面では脅威であった」とされている（松川町史第二巻編纂専門委員会、2010、236）。

婦人会・若妻会・青年団は、集落や旧村を単位として、その居住者を構成員とする年齢階梯型組織であるが、生活や価値観の多様化、モータリゼーションによる生活圏の拡大などによって年齢階梯型組織が衰退するとしばしば考えられてきた。松川町の場合も高度経済成長期の青年層の離村傾向やレジャー・娯楽を目的とする団体の増加を背景に、年齢階梯型組織は1975年頃から著しく衰退して行ったと考えられる。

4.3.4 文集活動と社会教育

ここまで松川町の文集活動をみてきたが、二点を確認しておこう。第一点は、文集活動は婦人学級などの社会教育活動と深いつながりを持つと認識されていたことである。

第二点は、社会教育関係団体は、松川町成立直後から衰退傾向がみられ、1975年当時では、その衰退は厳しい状態になっていたことである。

5. 「はこべ」創刊の経緯と基盤的条件

「はこべ」創刊の経緯も踏まえ、これまでの議論をまとめる。

5.1 「書く」意欲と「はこべ」

「はこべ」は、松川町公民館編集部員の呼びかけを契機として創刊された。創刊当初の編集委員は、11名であった。この11名で「はこべ」が成立するとは考えられない。「はこべ」が創刊され、そして継続されていく条件は、読者であり投稿者でもあり得る会員の存在である。

ここで、あらためて松川町婦人会文集「松川」と、松川町若妻会文集「まつぼっくり」の発行時期を確認しよう。「松川」は、1962（昭和37）年に創刊され、2005（平成17）年まで続いた。「まつぼっくり」は、1977（昭和52）年に創刊され、1984（昭和59）年まで続けられた。

つまり、前節で確認したように、婦人会も若妻会も、会員数が減少しておそらくはさまざまな活動が停滞していく中、文集を継続し続ける、もしくは創刊していることとなる。合併前の大島村婦人会「あじさい」と生田村婦人会「ははこぐさ」も視野に入れるならば、社会教育関係団体衰退傾向の中にあっても、婦人会や若妻会の構成員は「書く」意欲を、少なくとも1956（昭和31年）以降の長きに亘り持ち続けていたと考えることができる。

このように考えれば、「はこべ」創刊の1977（昭和52）年当時、婦人学級・婦人会・若妻会の（文集の存在は確認できていないが、4.2.3で示した「青年学級と結びついた生活記録」との『松川町史第二巻』の記載を信じれば、青年学級や青年団も含め）社会教育参加者や社会教育関係団体構成員の「書く」意欲の高さを想定できる。つまり、投稿によって成立する「はこべ」の創刊の基盤に、松川町民の「書く」意欲を置くことができる。

5.2 「わが郷土を考える」という「はこべ」の特徴

高木は、下伊那地域の「文集と文庫・読書会の関係を知る上で欠くことのできない人物」として木下右治⁽¹⁰⁾を取り上げ、その言葉を紹介しているが、高木が木下の考え方で注目しているのは、生活記録文集が取り組むべき課題として「読書、書くこと、話し合うこと」を挙げている点である（高木、2013、282）。

このように木下にとって読書、文章を書くこと、そして話し合うことは、女性が「正しく広くものを判断」できるようにするために、総合的に取り組むべき課題であった。

高木に従うならば、「不読者層に読書を促す目的で始められた」文庫活動・読書会の「最も力のそそがれた対象であった」農村女性を変え、「正しく広くものを判断」できるようにするための課題として「読書、書くこと、話し合うこと」が生活記録文集活動の中で女性に求められていたこととなる（高木、2013、273）。

観点を個人に移せば、文集活動は女性が自らを変えていく活動として位置づけられているといえる。

他方、2.1.1 で示したように、久保田は「はこべ」の特徴として「わが暮らしを見つめ、わが郷土を考えるための、仲間の雑誌」を挙げていた。2.1.3 に示したように、「はこべ」の内容は、文芸やエッセイ、地域課題への考察と多様である。「はこべ」は、会員が自分の暮らしを見つめるだけでなく、「わが郷土」、言い換えれば、自分が暮らす地域社会を考えるための雑誌でもあることを特徴としている。

同じ「書く」であっても、「はこべ」の高木が取り上げた生活記録文集との相違は、この点にあると言えよう。

では、なぜ「はこべ」は、「自分が暮らす地域社会を考える」視点を持つのであろうか。

5.3 公民館報編集からの「学習」と「はこべ」

その理由を、公民館報編集に見ることができる。公民館報の編集に携わっていた「はこべ」創刊時の編集委員は、公民館報編集の中で町政や町議会の紹介記事を掲載し、選挙活動も含め、これらを論評する記事を執筆していた。これは結果的に館報の枠から出ざるを得なくなる要因となるのだが、公民館報編集の経験から「学習」したであろう「自分が暮らす地域社会を考える」視点が、自分や自分自身の暮らしを見つめ直すだけでなく、「わが郷土を考えるための、仲間の雑誌」を創刊させたと考えられるのではないだろうか。

6. おわりに

「書く」意欲、「わが郷土を考える」視点、公民館報編集の経験という点で、「はこべ」創刊の基盤の一つとして松川町における社会教育実践を位置づけることができる。「はこべ」は、社会教育・公民館の枠から出ざるを得ずして創刊されたが、「はこべ」は松川町社会教育の成果の一つと言えよう。

換言すれば、松川町社会教育実践を考慮することなくして、すなわち、社会教育実践という地域社会的文脈を検討する視野に入れることなくして「はこべ」という地域メディアの成立を論じることはいかならないであろう。

誇りを恐れず付言すれば、地域メディアは、より広域的・全国的なマスメディアとの異同を、または、ICT 活用による展開可能性を、議論されるだけではないだろう。地域メディアに関する社会情報学的議論の一つとして、地域メディアに係る地域社会的文脈を注視する議論、しかも時間軸を加味した議論があり得ることを再認識することも重要ではないだろうか。このような議論もまた、「地域における社会情報過程の変容」(北村, 2013, 18) を検討する議論として成り立つことを、古い「紙」メディアを検討した本稿で提示できていればと考える。

謝辞

本稿の執筆に際し、松川町の松下拓様、平澤充人様、熊谷宗明様、久保田正明様のご協力を得た。また、本学部河島基弘准教授からは適切なアドバイスをいただいた。記して、感謝を申し上げます。

注

- (1) 「広報まつかわ」2015(平成27)年2月, 486号によれば, 1915(大正4)年に旧大島村で果樹栽培がはじめられ, 2015(平成27)年で果樹栽培100周年を迎えたという。
- (2) 会員名簿に書かれている肩書きや職業を集計すると, 農業・50名, 学校や保育園関係者・20名, 主婦・13名, 公務員(教育長含む)・9名, 商工業者・5名, 農協関係者・5名, 有線放送職員・4名, 社会教育関係者(公民館長と社会教育主事)・2名, その他・3名, 記載なし・7名である。
- (3) 松川町(旧大島村)出身で現在も松川町に居住する本多勝一も, 創刊時から389号2009(平成21)年8月まで, 編集委員に名を連ねていた。
- (4) 「館報まつかわ」は創刊から192号1979(昭和54)年10月までは「まつかわ」の題字であった(松川町史第二巻編纂専門委員会, 2010, 181)。本稿では, 192号までについても「館報まつかわ」と表記する。
- (5) 「館報まつかわ」の1976(昭和51)年4月1日150号の「館報150号記念 歴代編集部員座談会」では, 「現在の館報は, 43年に発行された91号より公報と完全に分離された」とされている。本稿では, 「広報松川」の創刊をもって「分離」と考える。
- (6) 「公明選挙」「町長選挙」「町議会選挙」については, 以下のように記事が掲載されている。
- (公明選挙)
- 2号 [1956(昭和31)年11月15日], 30号 [1960(昭和35)年6月15日]
31号 [1960(昭和35)年7月15日], 32号 [1960(昭和35)年8月15日]
- 30号, 31号, 32号の記事に立てられた項目は, 30号から連番で数字が打たれており, 連載が意図されている。
- (町長選挙)
- 33号 [1960(昭和35)年9月10日], 34号 [1960(昭和35)年10月15日]
67号 [1964(昭和39)年9月27日], 96号 [1968(昭和43)年9月1日]
- (町議会選挙)
- 36号 [1960(昭和35)年11月30日], 69号 [1964(昭和39)年11月17日]
97号 [1968(昭和43)年11月15日], 116号 [1972(昭和47)年11月12日]
- (7) この号の前号には, 新町長による就任挨拶の中で「今回の選挙の前後を通じ町村合併事業の引継ぎの不幸からいろいろな波乱を巻き起しておりますことは全く私の不徳に起因するものと存じ, 深く恐縮いたして居るところでありまして町民の皆様にお詫び申し上げます。」との記載がある。
- (8) 「館報まつかわ」への町予算紹介記事の掲載は, 以下の通り。
- 4号 [1957(昭和32)年4月20日], 12号 [1958(昭和33)年4月1日],
21号 [1959(昭和34)年6月30日], 30号 [1960(昭和35)年6月15日],
39号 [1961(昭和36)年4月20日], 49号 [1962(昭和37)年6月10日],
56号 [1963(昭和38)年4月20日], 64号 [1964(昭和39)年6月13日],

- 73号 [1965 (昭和40)年4月29日], 79号 [1966 (昭和41)年4月20日],
86号 [1967 (昭和42)年5月1日], 94号 [1968 (昭和43)年6月1日]
- (9) 高木は、下伊那地域の生活記録文集発行状況を網羅的に調べているが、松川町については、「あじさい」と「ははこぐさ」が取り上げられている一方で、1962年婦人会合併によって創刊され、平成17年まで続いた「松川」と、1966年以降に創刊された若妻会の文集は取り上げられていない。
- (10) 高木によれば、「木下右治 (1898～1976) は下伊那郡竜丘村出身で、戦前は教員や青年学校長を務め、戦後は竜丘村の公民館長兼教育長を務める。56年に竜丘村が飯田市と合併すると飯田市立図書館に勤務することとなり、そこで飯伊母親文庫の設立を主導し、その後も婦人文庫運動において指導的な役割を果たす。」とされている (高木, 2013, 282)。

引用・参考文献

- 北村順生, 2012, 「地域メディア」, 『現代社会学事典』(大澤真幸, 吉見俊哉, 鷺田清一編), 弘文堂
- , 2013, 「社会情報学と地域メディア」, 『社会情報学』第1巻3号, 社会情報学会
- 久保田正明, 2009a, 「第49回社会教育研究全国集会に向けて・・・月刊「はこべ」の記録」『月刊 はこべ』(389号), はこべの会
- , 2009b, 「月刊「はこべ」を発行し続ける「はこべの会」の活動」『月刊 はこべ』(390号), はこべの会
- 熊谷宗明, 2005, 「公民館報編集部員から生まれた異人誌『月刊はこべ』と地域づくり」『公民館60年人と地域を結ぶ「社会教育」』, 『月刊社会教育』編集委員会, 国土社
- 高木重治, 2013, 「下伊那における婦人文庫・生活記録文集活動」『学術研究 (人文科学・社会科学編)』, 第61号, 早稲田大学教育・総合科学学術院
- 長野県下伊那郡公民館活動史編纂委員会, 1974, 『下伊那公民館活動史』, 下伊那公民館活動史刊行委員会委員会 (小川利夫編, 2001, 日本現代教育基本文献叢書社会・生涯教育文献集V49『下伊那公民館活動史』, 日本図書センターに所収)
- 松川町史第二巻編纂専門委員会, 2010, 『松川町史第二巻』, 松川町
- 松川町公民館, 1981, 「松川町の社会教育」
- 松川町公民館編集部, 1976, 『縮刷版まつかわ』, 松川町公民館
- 松下 拓, 2016, 「公民館施設建て替えにあたって 現公民館が残したもの (7)」, 『月刊 はこべ』468号
- 松田 浩, 2015, 「戦後メディアの成立」, 『メディア学の現在』, 世界思想社
- 松原千広, 1984, 「心をつなぐりレー日記 (1) -長野県下伊那郡松川町塩倉婦人会『若松会』-」, 『現地農業情報 農-英知と進歩-』, No.132, 財団法人農政調査委員会

引用・参考ホームページ

松川町公民館「平成20年度公民館運営審議会資料」

http://www.matsukawa-town.jp/cms-sypher/open_imgs/info/0000005829.pdf（最終閲覧日：2016年3月10日）

松川町役場トップページ

<http://www.matsukawa-town.jp/>（最終閲覧日：2016年3月10日）

松川町役場「松川町人口ビジョン～人口の現状と将来目標」

http://www.matsukawa-town.jp/cms-sypher/open_imgs/info/0000014050.pdf（最終閲覧日：2016年3月10日）

松川町役場「広報の歴史を辿る」「創刊～昭和43年度 広報松川」

http://www.matsukawa-town.jp/cms-sypher/open_imgs/info/0000007496.pdf（最終閲覧日：2016年3月10日）

長野県企画振興部情報政策課統計室「長野県統計情報データ検索」

<http://www3.pref.nagano.lg.jp/toukei/>（最終閲覧日：2016年3月10日）

農林水産省「わがマチ・わがムラ（市町村データ）」

<http://www.machimura.maff.go.jp/machi/contents/20/402/details.html>（最終閲覧日：2016年3月10日）

参考資料1 「はこべの会」規約

（目的）

第1条

この会は、会員のボランティアにより、地域文化の発展と福祉の向上に寄与することを目的とする。

（会員）

第2条 この会は、第1条の目的に賛同し、尚且つ会費を納入する会員をもって構成する。

（役員）

第3条

この会は下記の役員を置き、その任期は2年とするが再選は妨げない。

- 1、代表者
- 2、事務局
- 3、会計
- 4、編集委員
- 5、監事
- 6、その他、代表者が必要と認めた役員を置く

（事業）

第4条

この会は、次の事業を行う。

- 1、映画会、講演会、コンサートなどの文化事業。
- 2、「わが暮らしを見つめ、わが郷土を考える、仲間の雑誌」をテーマとする「月刊はこべ」を毎月発行。
- 3、福祉の向上に寄与する事業。
- 4、会員相互の親睦・交流を図るための事業。
- 5、その他、代表者が必要と認めた事業。

（運営）

第5条

この会の事業を運営するため、事務局がその任に当たる。

(会費)

第6条

この会は、会員の会費によって運営する。

(会計年度)

第7条

この会の会計は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第8条

この規約に定めるものの他、必要な事項については別に定める。

附則 この規約は、2005年4月1日から施行する。

参考資料2 「はこべ」473号(2016年8月)掲載内容(【 】は筆者の注)

口絵写真 日赤奉仕団 ラベンダーのポプリ【写真8枚】

赤鉛筆 「子供たちを戦場に送るな」【編集委員コラム】

往来風景⑩ ～七久保の線路～【エッセイ】

アメリカさんがやって来てから【エッセイ】

格差と不安定の社会では少子化を止められない【評論】

選挙と投票【詩】

男性の家事分担【エッセイ】

南アルプス深南部の世界(10)【エッセイ】

育苗に失敗しました【生活記録】

ことばの取材帳から ストレス【エッセイ】

とらちゃんの床屋【エッセイ】

7月のお便り【エッセイ】

言の小葉【エッセイ】

書【書の写真掲載】

ふるさと随想 年経て撮った一葉を返す【エッセイ】

正論・斜論④せこい世界のあれやこれや【エッセイ】

「大自然」とのせめぎ合いから【エッセイ】

満蒙開拓平和記念館(29)【郷土史】

上片桐自然友の会通信【他団体イベント告知】

ミニ戦争展 2016 平和を考えるつどい【他団体イベント告知】

“変化と滞留の間”49 ～社会主義 no 日本から民主国家日本へ～【エッセイ】

チューバはグリーン車【エッセイ】

フォレストの歌に寄せて【エッセイ】

参考資料3 「館報まつかわ」97号前後の「主張」欄(掲載されていない号は除く)

西暦	96号までの「主張」欄の見出し
1956	1号 松川町の誕生に当たり, 2号 町議選挙は公明に
1957	3号 みな槌を持って, 5号 梅雨期を前にして, 6号 十六ミリ劇映画に望む
1958	15号 水利慣行に思う, 17号 取り残された有線放送 大島地区の住民は叫ぶ
1962	46号 異常の慢性化<会議のあり方>, 町政に望む(町民投稿), 汚職を一掃し町政刷新を期待する(町民投稿), 47号 適当な休養を 農休みの励行, 48号 会合は時間正確に, 49号 会議の在

	り方 その一 おれひとりぐらい欠席しても, 51号 会議の在り方(二), 52号 民主主義のルール, 53号 青少年の非行問題に思う 親の在り方
1963	54号 成人の日を迎える諸君に, 55号 成人病予防を考えよう, 57号 婦人学習グループの在り方, 58号 子供は何人, 何時 産むのがよいか, 59号 郡下の青少年の非行の実態とその反省, 60号 総選挙への心構え, 61号 交通事故をなくそう
1964	63号 公民館報の在り方, 64号 町の婦人会へ一つの提案, 65号 憲法は改定すべきか否か(一), 66号 憲法は改正すべきか否か A改正論, 67号 町議選はどうあるべきか, 68号 新しい町政に望む, 69号 町議選を省みて
1965	70号 「巳」は再出発の年, 71号 成人式について, 72号 高校合格の諸君へ, 73号 社会教育の進展を, 74号 参議院選を省みて, 76号 親と子の問題
1966	77号 国会と日韓条約への不安, 78号 高校入学の諸君へ, 79号 財産区解消は円満に, 80号 女子高校生事件をどう考えるべきか, 81号 社会開発と公民館活動, 82号 町政実施十周年を迎えて
1967	83号 今年こそ会合時間は正確に, 84号 総選挙に思う, 85号 町営水道について, 87号 残念だった選挙違反者の減刑嘆願運動, 88号 夏休みをどう過ごしたらよいか, 90号 町民運動会の持つ意義と性格
1968	91号 民主主義の再確認, 92号 エンタープライズの寄港に思う, 93号 長生きするにはどんな食物をとったらよいか, 94号 選挙に立ち向かう心がまえ, 95号 夏休みを有意義に, 96号 成人式について
西暦	97号以降の「主張」欄の見出し
1968	97号 町議選をふりかえって, 98号 温故知新
1969	99号 公民館活動の方向, 100号 館報100号にあたって, 101号 近づく総選挙
1970	102号 風林火山に思う, 103号 公民館活動と施設, 104号 新生活運動のもりあがりを
1971	105号 待望の施設完成にあたり 社会教育のために大いに活用を, 106号 参議院選 この一票に責任を, 107号 郷土の文化財を守ろう
1972	108号 美しき郷土を, 109号 住みよい環境づくりを!! , 110号 いまいちど考えたい健康管理, 111号 理想選挙を目指して, 112号 社会体育と人間回復, 103号 ふる里を思う心, 114号 趣味と生きがい, 115号 乱開発をおそれる, 116号 町議選をかえりみて
1973	117号 ふるさとの味, 118号 四十七年度をかえりみて, 119号 文化財保護を考える, 120号 学習権, 121号 さまざまな学習の場, 122号 人間尊重とくらし, 123号 青年に望むもの, 124号 多い無駄, 125号 付和雷同の世相
1974	126号 新しい年への期待, 127号 老人の願い, 128号 総論と各論, 129号 石油危機に思う, 130号 公民館の方針, 131号 参議院選挙を憂う, 132号 婦人集会の功績を期待, 133号 たのしい遊歩道, 134号 禍福を変ずる力, 135号 迫られる生活の合理化
1975	136号 輝く記念の年に(公民館長), 137号 統一地方選挙によせて 自覚ある一票を, 138号 研究集会より 分館のあり方について, 139号 新しい年度を迎えて 各分館の活動に期待, 140号 郡市生活改善推進連絡会発足 生活改善運動の組織化, 141号 国際婦人年におもう 若妻会の発展を希って, 142号 夏休みをひかえ あすの青少年のために, 143号 若者よ, 老人を大切に, 144号 温かい思いやりを 青い芝の会, 145号 心を豊かにする読書, 146号 賢い消費者 生活防衛を考えよう
1976	147号 混迷を乗り越えて, 148号 関係団体の発展を願う, 149号 第5回 クラブ発表会を省みて, 150号 サービス過剰と甘えの時代